

あいち はぐみんプラン 2015-2019 5年後のあいちの姿(数値目標)及び進捗状況

資料1-2

基本施策	5年後のあいちの姿(数値目標)		平成30年度の進捗状況		
	現況(計画策定時)	目標	数値	評価	評価の理由/取組状況/今後の推進方策等
5 男性の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	⑤ 労働時間の短縮に向けた取組を実施している企業の割合	51.7% (25年度) → 増加 (31年度)	48.9%	△ 計画策定時と同水準	【評価の理由】 「実施している」企業の割合は48.9%と下がっているものの、「計画・予定あり」を含めた割合は60.7%であるため。 【取組状況】 あいちワーク・ライフ・バランス推進運動、労働講座等を実施し、企業に取組を促した。 【今後の推進方策】 企業割合の増加に向けて、県、愛知労働局、労使団体などで構成されている「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」が策定した「あいち仕事と生活の調和行動計画」では、進捗管理指標として、「労働時間の短縮に向けた取組を実施している企業の割合」を55%としており、引き続きあいちワーク・ライフ・バランス推進運動として「県内一斉ノー残業デー」を始めとする定時退社の取組等を企業に呼びかけ、県内のワーク・ライフ・バランス推進の気運醸成を図るとともに労働講座等を実施し、企業に取組を促していく。
11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援	⑩ 母子家庭等自立支援プログラムを策定する市の数	15市 (25年度) → 全市 (31年度)	15市	△ 計画策定時と同水準	【評価の理由】 母子家庭等自立支援プログラムについては、市在住のひとり親家庭は各市の母子父子自立支援員が策定することとされている。現在、全市に母子父子自立支援員が配置されているが、支援員の業務としてプログラム策定を位置づけているのは15市と横ばいとなっている。 【取組状況】 市を訪問し、策定指導に向けた体制整備を働きかけた。また、市を集めた会議、研修会で啓発を行い、プログラム策定事業の実施を呼びかけた。 【今後の推進方策】 市の事務担当者及び母子父子自立支援員を対象とした会議を開催し、プログラム策定員を兼務している母子父子自立支援員から、プログラム策定による自立支援の有効性を伝えていく。相談に来た母子家庭・父子家庭の現状や問題点を把握し、自立・就労に向けて目標設定をさせることで、個々の実情に応じた支援をすることができることを伝え、各市で体制整備するよう働きかける。
12 子どもの健康の確保	⑲ 診療制限している病院の割合(小児科)	10.8% (26年度) → 低下 (31年度)	11.4%	△ 計画策定時と同水準	【評価の理由】 平成30年度は11.4%と計画策定時の10.8%を上回ったが、平成27年度は10.9%、平成28年度は9.2%、平成29年度は10%と、計画策定時から現在に至るまで同水準で推移しているため。 【取組状況】 ・将来、地域医療に従事する意思を持って医学部に入学した者(地域枠)に対して、「地域医療確保修学資金」(1年生17万5千円、2年生から6年生まで15万円/月)の貸与をしている。その中でも、将来、小児科を希望する、5,6年生については、月5万円を加算して貸与している。 また、小児科を、地域枠の医師に対する推奨診療科(地域医療において、特に必要とされ、将来、地域枠の医師に従事してもらいたい診療科)として県で定めている。 ・小児科医の負担軽減を図ることができるところから、小児救急電話相談事業により、かかりつけの小児科医が診療していない夜間に、保護者向けの電話相談を実施することで、症状に応じた適切な受診行動を促すようにした。 【今後の推進方策】 ・引き続き、医師の確保をするため、地域医療確保修学資金の貸与に係る財源の確保に努める。 ・電話相談で受診の適否を判断することで無用な受診を減らし、県内全体の小児科医の負担軽減を図るよう、小児救急電話相談事業などの施策を引き続き実施し、小児医療体制の確保に努める。
13 学校教育の充実	⑳ 幼稚園等(※)と連携・接続している小学校の割合	57% (26年度) → 75% (31年度)	56% (28年度)	— H29・H30 非調査年度	【評価の理由】 数値目標は、幼稚園等との連携・交流を教育課程に位置づけている小学校の割合である。 連携・交流を教育課程へ位置づけている学校の割合は、計画策定時の57%を下回る結果となったが、多くの小学校において幼稚園との連携・交流が行われている現状がある。 【取組状況】 学校教育担当指導主事会等の会議で周知を図った。 【今後の推進方策】 幼児と児童の交流を行うことは、児童が幼稚園等から小学校へ移行し学校生活に円滑に馴染んでいくためには大変重要である。このため、各学校が教育課程に位置づけた上で取り組んでいくよう、幼小連携が小1プロブレムの解消に効果があることを数値等を用いて、学校担当指導主事会、幼稚園教育担当者会議などの場での周知の継続を図り、今年度調査予定である。
16 社会的養護体制の充実	㉔ 施設入所等児童に占めるグループホーム入所児童の割合	6.9% (26年度) → 10.1% (31年度)	7.2%	△ 達成率9.4%	【評価の理由】 平成30年度に新たに地域小規模児童養護施設が2カ所設置されたものの、同年度に地域小規模児童養護施設が3カ所、小規模グループケア(分園型)が3施設において廃止になっており、グループホーム入所児童割合は計画策定時と同水準となっている。 【取組状況】 平成30年度は地域小規模児童養護施設が新たに2カ所設置された。また、平成30年度中に社会福祉法人から地域小規模児童養護施設の設置について相談があり、必要な助言を実施の上、平成31年度から地域小規模児童養護施設が新たに1カ所設置されることとなった。 【今後の推進方策】 国の方針として、児童養護施設の小規模化が推進されていることから、本県においても、今後、社会福祉法人に対しグループホームの設置をより一層促すとともに、設置を計画的に推進するため、施設整備助成に係る財源の確保に努める。

※幼稚園等・・・幼稚園、保育所及び認定こども園